

物価高騰対応重点支援臨時給付金（こども加算分）のお知らせ

エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受ける家庭への支援として、「物価高騰対応重点支援臨時給付金（7万円給付）」または、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯：（10万円給付）」の受給世帯に対し、令和5年12月1日現在において、18歳以下の児童がいる場合に一人あたり5万円の「こども加算」が支給されます。なお、対象となる方にはお知らせを送付します。

支給対象児童

「物価高騰対応重点支援臨時給付金（7万円給付）」または、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯：（10万円給付）」の受給世帯で下記の要件に該当する児童。

- ①基準日（令和5年12月1日）時点で、世帯主と同一世帯である18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれの児童）
- ②令和5年12月2日以降に出生した子
- ③同一世帯員として住民基本台帳に記載されていないが、世帯主と生計が同一である児童

申請方法

- ①基準日時点で世帯主と同一世帯の18歳以下の児童の場合 → 申請は不要です
- ②令和5年12月2日以降に出生した子の場合 → 申請が必要となりますので、子育て支援課へ申請書を提出してください。

支払方法

「物価高騰対応重点支援臨時給付金（7万円給付）」または、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯：（10万円給付）」を受給した口座へ振り込みます。

支給額

対象児童一人あたり5万円

給付金に関して、詳しくは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ

■子育て支援課 子育て支援係

☎ 78-3126

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
（土・日・祝日を除く）



被災地での任務に臨んだ職員



能登半島地震被災地へ職員を派遣しました

町は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震で被災された方々や自治体を支援するため、熊本県の要請に応じ、町職員2人を石川県輪島市に派遣しました。

中逸町長から派遣職員へ、「能登半島地震被災自治体の一日も早い復旧・復興に尽力してほしい」と激励の言葉がかけられ、派遣職員は、「熊本地震のときは全国から多くの支援をいただきました。その恩返しを行ってまいります」と強い気持ちで被災地での任務に臨みました。

今回の地震により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

【派遣期間】2月10日より順次派遣



協定書を手にする蒲島県知事（左）、日立造船マリンエンジン株式会社 山口実浩社長（中央）、中逸町長（右）



日立造船マリンエンジン株式会社との企業立地協定を締結！

町は、蒲島県知事立合いのもと、日立造船マリンエンジン株式会社と企業立地協定を締結しました。日立造船マリンエンジン株式会社は、令和5年4月に設立された企業で、船用原動機の製造及びアフターサービス事業を展開しており、本協定は、脱炭素社会に向けたメタノールを燃料とするエンジンの製造に向け関連する設備投資によるものです。設備投資額は8.74億円で、新規雇用は50人を予定されています。

中逸町長は、「脱炭素社会に向けた次世代燃料対応船用エンジン生産拠点とその生産技術開発拠点への設備投資は、長洲町の経済活性化をはじめ、新たな雇用の創出に寄与するものと期待している」と述べました。

物価高騰対応重点支援臨時給付金 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（10万円）

物価高騰対応重点支援臨時給付金（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金）は、物価高騰等による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を対象に支援する給付金です。

※世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税者の世帯は対象になりません。

支給対象世帯

※次のいずれの要件も満たしている世帯

- ◆基準日（令和5年12月1日）時点において長洲町に住民登録があること
- ◆世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税の人で構成される世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税の人と非課税の人で構成される世帯

※※【上記の世帯であっても給付の対象とならない世帯】※※

- ① 令和5年度住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみの世帯
- ② 租税条約による免除の適用の届出により非課税となっている人がいる世帯
- ③ 既に他自治体で同じ趣旨の給付金（10万円）の支給を受けている世帯

給付金支給の手続き

支給のお知らせが届きます

- ① 令和5年度長洲町高齢者すまいる給付金（1万円／人）
- ② 令和5年度長洲町子育て世帯家計応援給付金（1万5千円／人）の支給を受けた世帯（令和5年1月2日以降に転入された人が含まれる世帯は除きます。）

口座等の届出書が届きます

令和5年1月2日以降に転入された人が含まれる世帯や左記給付金を受給していない世帯など

① ②に該当する世帯

お知らせ内容（振込口座の変更等）に該当しない場合は、特に手続きは不要です。お知らせに記載する支給口座に振り込みます。

① ②に該当する世帯で

振込口座を変更する又は給付の対象とならない世帯に該当する場合は福祉保健介護課までご連絡ください。
申出期限：令和6年3月8日金

お知らせ内容を確認のうえ、口座等の届出書を、同封の返信用封筒で返送してください。

提出期限：令和6年5月31日金



住民税非課税世帯などに対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

福祉保健介護課 福祉係 ☎78-3135 ■受付時間 午前9時～午後5時（土日、祝祭日を除く）